

【資料2】

令和3年12月22日

令和3年度第3回函館市男女共同参画審議会資料

(仮称)

## 函館市パートナーシップ制度について

令和3年12月22日

函館市男女共同参画審議会

## I 素案について

(仮称) 函館市パートナーシップ制度(素案)について、函館市パートナーシップ制度検討委員会における検討や、当事者および市民との意見交換会を経て策定された経緯を踏まえ、当審議会でも審議した結果、当該(仮称) 函館市パートナーシップ制度(素案)については、概ね適当と認めますが、下記については十分配慮し、成案化されることを要望します。

### 記

#### 1 制度の対象者について

対象者に市内在住のほか、在勤・在学の方を含めることは、近隣の地域への波及効果があり、当事者にとっては心強い制度になる。しかし、そのためには、近傍の自治体への丁寧な説明に加え、地域社会全体で制度への理解が深まることが重要であり、在勤・在学の方を対象に含めることについては、十分な準備期間を設けるべきである。

#### 2 根拠規定について

検討委員会の付帯意見でもあったように、まずはスピード感をもって取り組むことが重要であることから、要綱で制度を規定するが、将来的には条例化を検討すること。

#### 3 その他、制度導入にあたって留意すべきこと

ア 本制度の効果的な運用を図るためには、市職員一人ひとりが当事者の方への理解を深めるよう取り組むこと。

イ 生きづらさを感じる当事者の方が一人でも少なくなるようなまちづくりを目指すということをしっかりと発信し、地域社会全体の理解が深まるよう取り組むこと。

ウ 社会の変化等にあわせて、適宜制度の見直しを行うこと。

エ 手続きにあたっては、当事者の方の意向を尊重するとともに、アウトティングや差別・偏見につながらないよう十分留意して行うこと。